事例No.	162
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	兵庫県

事例区分	第三セクター

タグ	・社団法人・財団法人 ・消防・防災 ・少子化・人口減少

事例種類	公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

事例内容・タイトル

兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の創設

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の創設
団体名	兵庫県
法人名	（公財）兵庫県住宅再建共済基金

＜地方公共団体のデータ＞※

人口（人）	5,621,087
標準財政規模（百万円）	1,094,620
財政力指数	0.62062

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口（平成 28 年 1 月 1 日時点）
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞

[出資等の状況]（平成 28 年 3 月 31 日時点）

兵庫県	100（100.0%）
役職員数（人）	16

[経営状況]（平成 27 年度決算）

（単位：百万円）

経常収益	1,069
経常損益	853
当期純損益	853

資産	7,065
負債	471
純資産	6,594

[法人概要]（設立目的、業務概要等）

（公財）兵庫県住宅再建共済基金は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、住宅所有者等が災害時に備え、平時から住宅再建等の資金を寄せ合う相互扶助の仕組みである「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」を運営することを目的に、平成 17 年に設立された。





1．本事例の概要（取組の内容、ポイント）

兵庫県住宅再建共済制度（愛称：フェニックス共済）は、住宅所有者等の相互扶助の精神に基づき、自然災害により被害を受けた住宅の再建・補修等を支援するため、年額 5 千円の負担金で被災住宅の再建等に最高 600 万円を給付する制度で、平成 17 年 9 月から開始した。

平成 19 年 10 月には、マンションの共用部分について管理組合の管理者等が加入できる制度を、平成 22 年 8 月には家財を対象とする共済制度を、平成 26 年 8 月からは一部損壊を給付対象とする特約を開始し、制度への加入促進を図っている。

2．取組みの背景、理由、着手のきっかけ

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、自力再建力の弱い高齢者など多くの住民が住宅の再建を断念し、住み慣れた地域を離れて新しい住環境への移住を余儀なくされた。災害からの復興を進めるうえで、基本となる被災者の自立と被災地域の再生を促進するためには、生活の基盤である住宅の再建が欠かせないことから、被災地兵庫から住宅地震災害共済保険制度の提案を行った。

平成 9 年に、国民の関心を高めるため、全労済協会、日本生協連を中心に署名活動を展開し、全国で 2,500 万人の署名を集めた。これにより、生活再建支援制度の法制化に弾みがついたが、住宅地震災害共済制度は、その後も具体的な進展がないままであった。

地震保険の加入が伸びないこと、平成 10 年に成立した被災者生活再建支援法では住宅建設費本体への支援金の充当が認められなかった（平成 19 年法改正で使途制限を廃止）ことから、自助・公助いずれにおいても限界があった。

3．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

①取組方針

上記の通り、平成 10 年に成立した被災者生活再建支援法では、住宅建設費本体への支援金の充当が認められなかったことから、県独自に、住宅所有者相互の共助の仕組みとして住宅建設費へ充当できる給付金制度の創設を目指した。

②決定過程

・ 平成 10 年に被災者生活再建支援法が成立したが、住宅建設費本体への支援金の充当は認められていなかった。そのため、災害の都度、公的な支援の限界が認識された。

そのことから、住宅建設費本体へ給付が行える制度の必要性が改めて認識された。

・ 平成 15 年 5 月に兵庫県では、「兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会」を設置し、県単独での制度実現可能性の検討に着手した。

その中で、対象とする災害やその被害、加入対象となる建物やその対象者、負担金と給付の額、実施や運営の方法等について検討を行った。

制度の基本的な考え方は、①損失の補償ではなく住宅の再建等を支援する仕組み、②自助（損害保険への加入等）、公助（公的支援制度）と適切に組み合わせる助け合いの精神に基づく「共助」の仕組み、③住宅所有者の助け合いを基本に、リスクを共有する相互扶助の仕組み、とする共済制度としてまとまった。

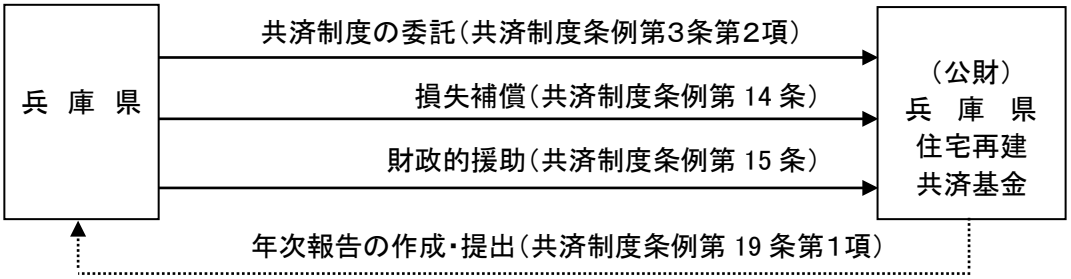
・ 平成 17 年 1 月に、上記調査会座長が知事に検討結果をまとめた「兵庫県被災者住宅再建共済制度（仮称）創設に係る最終報告」を提出。平成 17 年 3 月議会で兵庫県住宅再建共済制度条例が可決（平成 17 年 9 月 1 日施行）され、住宅再建共済制度がスタートした。

3．取組の具体的内容（つづき）

(2)取組の具体的な進め方

（公財）兵庫県住宅再建共済基金は、兵庫県が条例に基づいて実施する「兵庫県住宅再建共済制度」を運営する。

・ 兵庫県と兵庫県住宅再建共済基金の主な関係



・ 制度の概要

住宅再建共済制度

加入者	県内に住宅をお持ちの方	
負担金	年額5,000円	
対　象	県内に存在する住宅	
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害	
共済期間	毎年4月1日から1年間	
給付金	給付対象	給付金
	半壊以上で建築・購入※	600万円
	全壊で補修	200万円
	大規模半壊で補修	100万円
	半壊で補修	50万円
	半壊以上で建築・購入・補修などをせず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円（居住確保給付金）

家財再建共済制度

加入者	県内にお住まいの方	
負担金	年額1,500円	
対　象	県内に存在する住宅にある家財	
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害	
共済期間	毎年4月1日から1年間	
給付金	給付対象	給付金
	全壊で購入・補修	50万円
	大規模半壊で購入・補修	35万円
	半壊で購入・補修	25万円
	床上浸水で購入・補修	15万円

住宅再建共済制度
※ 県外での建築・購入の場合は、300万円になります。
※ 賃貸住宅等については、その所有者が加入できますが、次の制約があります。
①県外で建築・購入する場合には給付金の支給対象となりません。
②居住確保給付金の給付対象となりません。

一部損壊特約

加入者	住宅再建共済制度加入者のうち希望される方	
負担金	年額500円（住宅再建共済負担金に追加）	
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害	
共済期間	毎年4月1日から1年間	
給付金	給付対象	給付金
	一部損壊（損害割合10%以上20%未満）で建築・購入・補修した場合	25万円
	一部損壊（損害割合10%以上20%未満）で建築・購入・補修などをせず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円（居住確保給付金）

※ 県外での建築・購入の場合は12万5千円になります。

4. 取組の効果

(1)兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の加入状況　＜平成 28 年 12 月 31 日現在＞

①加入戸数(加入率)

(ⅰ)住宅再建共済制度　168,567 戸 (9.5%)

一部損壊特約　84,463 戸 (＊50.1%)

*住宅再建に対する特約の加入率

(ⅱ)家財再建共済制度　50,927 戸 (2.5%)

②所有区分別

(ⅰ)住宅再建共済制度　(単位:戸)

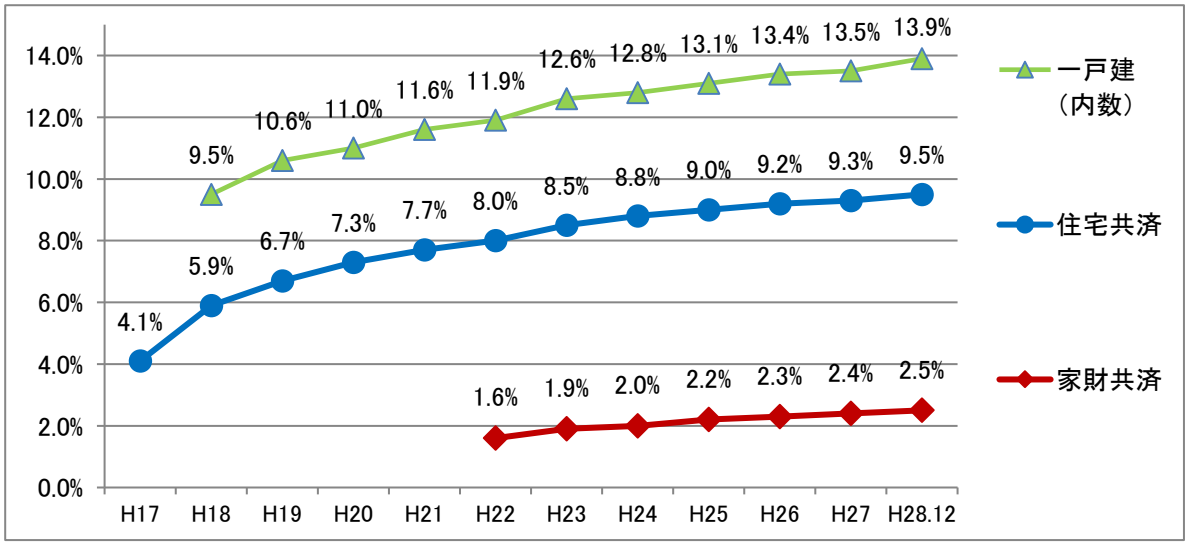
区　分		住宅所有者加入(A)			マンション管理組合加入(B)			全体(A＋B)	
		対象戸数	加入戸数	加入率	対象戸数 対象棟数	該当戸数 加入棟数	加入率	加入戸数	加入率
持家	一戸建て	97 万	135,366	13.9%	―	―	―	135,366	13.9%
持家	共同住宅	33 万	12,061	3.7%	(33 万) (7 千棟)	12,880 241	3.9% (3.5%)	24,941	7.6%
民営借家		47 万	8,260	1.8%	―	―	―	8,260	1.8%
合　計		177 万	155,687	8.8%	(33 万) (7 千棟)	12,880 241	3.9% (3.5%)	168,567	9.5%

※　対象戸数は、平成 15 年住宅土地統計調査に基づく推計値

(ⅱ)家財再建共済制度　(単位:戸)

区　分		家財再建共済加入		
		対象戸数	加入戸数	加入率
持家	一戸建て	97 万	46,617	4.8%
持家	共同住宅	33 万	3,668	1.1%
民営借家		47 万	321	0.07%
公営借家等		25 万	321	0.13%
計		202 万	50,927	2.5%

③加入率の推移



4．取組の効果（つづき）

(2)兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）給付金の給付実績　＜平成 28 年 12 月 31 日現在＞

（単位：戸数、千円）

区　分		給付戸数	給付金額
全　体		363	590,450
	うち住宅再建共済	289	577,500
	うち家財再建共済	74	12,950

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

住宅再建共済制度には、制度創設後 11 年間で約 16 万 9 千戸（9.5%）が加入しているが、都市部での加入率が低調なことや、制度の認知が行き渡っていないこと等の課題が有り、当面の目標加入率 15%に向けて、効果的な情報発信・PR の方法を検討し、引き続き加入促進に取り組む必要がある。

また、自助努力や公的支援には限界がある中で、ともに助け合うことの大切さが震災で学んだ教訓であり、「住宅所有者相互の助け合い」というこの新しい共助の仕組みが、兵庫県のみにとどまらず、全国展開されることが期待される。

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

当制度では、平成 19 年にマンション共用部分を対象に管理組合でも加入できる制度を設けた。また、平成 21 年兵庫県西部豪雨での家財被害への対応として家財再建共済制度を創設、平成 25 年 4 月の淡路島地震では大半が一部損壊の被害認定であったことから、一部損壊特約を創設するなど被災者の新たなニーズへ対応する制度改正を行った。

加えて、誰もが加入しやすいよう、複数年（3・5・10 年）加入制度やクレジットカード支払い、インターネットでの加入、郵便局窓口での申込書取り次ぎ、損害保険会社との連携など、さまざまな見直しを行い、加入促進に取り組んでいる。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	兵庫県復興支援課	連絡先	078-362-4339